平成２５年（フ）第２１２５号
大阪府東大阪市岩田町３丁目７番33号
債務者　箕谷　　忠
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４５号
大阪市西区立売堀６－７－50　KWレジデンス阿波座303号室、住民票上の住所秋田県能代市出戸本町23番32号　セジュール梨苑Ｂ－101号
債務者　小林　希美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０７号
大阪府高槻市北園町２番24号
債務者　立野奈穂子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３９号
大阪市旭区大宮３丁目21番12号　ハイツ優401号
債務者　岡本伊都子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４３号
大阪市城東区関目５丁目３番19号
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市二荒町１番15号
債務者　篠﨑　隆行
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４８号
栃木県宇都宮市桜５丁目１番29号　グランドハイツダイケー308号、前住所栃木県宇都宮市江曽島町1292番地２　大橋ハイツ306
債務者　遠西　　毅
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７３号
神奈川県藤沢市本藤沢６丁目10番９号
債務者　尾里　明壽
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７４号
神奈川県藤沢市本藤沢６丁目10番９号
債務者　尾里　芳子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３６号
横浜市磯子区栗木３丁目２番３号　木馬ハイツ201号
債務者　西田　博志
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５号
岡山市北区伊島町２丁目22番22号301、旧住所広島県福山市港町２丁目７番５－304号
債務者　笠原　朋美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
岡山市南区藤田546番地
債務者　濱本　龍三
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６５号
岡山県玉野市玉４丁目11番６号
債務者　石川　章仁
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４号
岡山市北区西長瀬1222番地14グラシア101、旧住所岡山市北区北長瀬表町２丁目16番33号レオパレス鴨川101
債務者　佐藤　未佳
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９号
岡山市北区大供表町11番18号大供ハイツ203
債務者　小林　恭市
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７号
岡山市北区新屋敷町２丁目５番29号
債務者　和田　智徳
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１８号
岡山市北区新屋敷町２丁目５番29号
債務者　和田　定子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部